

大阪市規則第98号

大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市営住宅条例施行規則（平成 9 年大阪市規則第61号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前																				
別表第 1 （第 3 条、第13条関係） [略] 改良住宅 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>[略]</td><td>[略]</td></tr><tr><td>[削る]</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table> [略]	名称	位置	[略]		[略]	[略]	[削る]		[略]		別表第 1 （第 3 条、第13条関係） [同左] 改良住宅 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">[同左]</td></tr><tr><td>[同左]</td><td>[同左]</td></tr><tr><td><u>千島</u></td><td>小林東 2 丁目</td></tr><tr><td colspan="2">[同左]</td></tr></table> [同左]	名称	位置	[同左]		[同左]	[同左]	<u>千島</u>	小林東 2 丁目	[同左]	
名称	位置																				
[略]																					
[略]	[略]																				
[削る]																					
[略]																					
名称	位置																				
[同左]																					
[同左]	[同左]																				
<u>千島</u>	小林東 2 丁目																				
[同左]																					
備考 表中の[]の記載は注記である。																					

附 則

この規則は、令和 8 年 7 月29日から施行する。